

原 発 本 第 200 号

令 和 6 年 1 月 17 日

原子力規制委員会

原子力規制庁 殿

九州電力株式会社

代表取締役 社長執行役員

池 辺 和 弘

川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成 23 年 1 月 12 日に川内原子力発電所の原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請①」という。）及び令和 3 年 4 月 26 日に川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請②」という。）しておりますが、この度、核燃料物質取扱設備の一部、使用済燃料貯蔵設備の一部及び使用済燃料ピット水浄化冷却設備を 1 号炉及び 2 号炉共用とすること並びに 1 号炉及び 2 号炉のタービン動補助給水ポンプ取替に伴い、記載事項の一部を変更することから、発電用原子炉設置変更許可を申請することと致しました（以下「後申請」という。）。

従いまして、既申請①及び既申請②と後申請が重複することになりますが、当社としましては、既申請①案件は新規制基準を踏まえた補正が必要であり、既申請②及び後申請案件を既申請①案件より優先して審査していただきますようお願い致します。

また、既申請②と後申請が重複することになりますが、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について」（令和 3 年 4 月 21 日 原規技発第 2104216 号 原子力規制委員会）において、改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈別記 2 第 4 条 5 の規定の適用については、令和 6 年 4 月 20 日までの間は、なお従前の例による、とされていることから、既申請②案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査していただきますようお願いいたします。

なお、いずれかの申請の許可後、他方の申請に対する補正を実施する予定です。

**【既申請①案件】**

1. 申請書名：川内原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書  
(1号及び2号原子炉施設の変更並びに3号原子炉施設の増設)
2. 申請日：平成23年1月12日(原発本第223号)
3. 変更の理由：
  - (1) 3号炉を増設する。
  - (2) 発電所敷地を変更する。
  - (3) 3号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号炉、2号炉及び3号炉共用とする。
  - (4) 液体廃棄物及び固体廃棄物の廃棄設備の一部を1号炉、2号炉及び3号炉共用とする。
  - (5) 1号炉及び2号炉の受電系統を変更する。

**【既申請②案件】**

1. 申請書名：川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書  
(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：令和3年4月26日(原発本第13号)  
(令和5年10月27日付け原発本第161号及び令和5年11月21日付け原発本第189号で一部補正)
3. 変更の理由：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の改正に伴い、1号炉及び2号炉における基準地震動に、震源を特定せず策定する地震動として標準応答スペクトルを考慮した地震動を追加し、関連する記載事項の一部を変更する。

**【後申請案件】**

1. 申請書名：川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書  
(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：令和6年1月17日(原発本第199号)
3. 変更の理由：
  - (1) 核燃料物質取扱設備の一部、使用済燃料貯蔵設備の一部及び使用済燃料ピット水浄化冷却設備を1号炉及び2号炉共用とする。
  - (2) 1号炉及び2号炉のタービン動補助給水ポンプ取替に伴い、関連する記載事項の一部を変更する。